

(別表1)

(1) 中山間地域採用活動支援事業

事業種目	対象経費	対象経費例	補助基準額
中山間地域における採用活動の支援	中山間地域（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費	・ 中山間地域に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費	1 事業所あたり 3 0 万円

(2) 業務負担軽減支援事業

事業種目	対象経費	対象経費例	補助基準額
事業所内のタスクシフト支援	事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するため、事務職員の採用活動（ケアマネジャーの経験を有する者の活用を含む。）や研修にかかる経費	・ 求人広告掲載費 ・ 事業所における事務的な業務を行うための研修受講に要する経費	1 事業所あたり 2 0 万円

(3) 経営改善支援事業

事業種目	対象経費	対象経費例	補助基準額
ア 経営改善の支援	コンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員の雇用に要する経費	・ コンサルタント事業者や社会保険労務士等への委託費 ・ 経営改善に向けた事務作業を行うための臨時職員を雇用した経費	1 事業所あたり 4 0 万円
イ 利用者確保等のための広報活動に関する支援	事業所の広報に要する経費	・ 利用者や介護支援専門員等の職員の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費 ・ 広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等に要する経費	1 事業所あたり 3 0 万円